

那覇市公報

第 1 6 0 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（環境衛生課）…………… 821

◇規 則◇

○那覇市防火管理規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 823

◇告 示◇

○平成 25 年（2013 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 829

○平成 25 年（2013 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 830

○平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 830

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 831○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 832○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 833○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 834○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について
（保護管理課）…………… 835

◇公 告◇

○マンション建替組合の事業計画の変更認可について（建設企画課）	836
○施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について（建設企画課）	837
○壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務及び清掃業務委託の入札について（文化財課）	838
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	840
○展示資料「那覇の屏風」複製製作業務委託入札の実施について（文化財課）	840
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	843
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	844

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	845
----------------------	-----

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会防火管理規則を廃止する規則	846
------------------------	-----

条 例

那覇市条例第39号

平成25年 8 月23日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～17 [略]

18 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第35条第1項の規定に基づく犬又は <u>ねこ</u> の引取り	犬又は <u>ねこ</u> の引取り手数料	ア 生後91日以上の子犬1頭又は <u>ねこ</u> 1匹につき2,500円(体重30キログラム以上の犬にあっては、1頭につき3,500円) イ 生後91日未満の子犬1頭又は <u>ねこ</u> 1匹につき500円
(2)	法第35条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは <u>ねこ</u> 又は法第36条第2項の規定により収容した犬、 <u>ねこ</u> 等の飼養管理及び返還	引取り又は収容中の犬、 <u>ねこ</u> 等の飼養管理及び返還手数料	[略]

19～25 [略]

〔改正後 別記〕

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～17 〔略〕

18 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第35条第1項の規定に基づく犬又は <u>猫</u> の引取り	犬又は <u>猫</u> の引取り手数料	ア 生後91日以上の子犬1頭又は <u>猫</u> 1匹につき2,500円(体重30キログラム以上の犬にあつては、1頭につき3,500円) イ 生後91日未満の子犬1頭又は <u>猫</u> 1匹につき500円
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは <u>猫</u> 又は法第36条第2項の規定により収容した犬、 <u>猫</u> 等の飼養管理及び返還	引取り又は収容中の犬、 <u>猫</u> 等の飼養管理及び返還手数料	〔略〕

19～25 〔略〕

規 則

那覇市規則第75号

平成25年 8 月23日

公 布 済

那覇市防火管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市防火管理規則の一部を改正する規則

那覇市防火管理規則(昭和50年那覇市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市防火管理規則</u> (目的) 第1条 この規則は、<u>市庁舎(以下「庁舎」という。)</u>における<u>防火管理組織、自衛消防組織その他防火管理上必要な事項</u>を定めることにより、<u>火災その他の災害防止に万全を期すること</u>を目的とする。 (他規則との関係) 第2条 <u>防火管理</u>について必要な事項は、別に定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。 (防火対策委員会) 第3条 庁舎における<u>防火管理の万全</u>を期するため、那覇市防火対策委員会(以下「<u>委員会</u>」という。)を設置する。 2 <u>委員会</u>は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 消防計画の作成等に関すること。	<u>那覇市防火・防災管理規則</u> 目次 <u>第1章 総則(第1条・第2条)</u> <u>第2章 防火管理組織(第3条―第13条)</u> <u>第3章 防災管理組織(第14条―第18条)</u> <u>第4章 自衛消防組織(第19条)</u> <u>第5章 火災予防(第20条―第26条)</u> <u>第6章 訓練及び教育(第27条―第29条)</u> <u>第7章 関係機関との連絡(第30条―第32条)</u> 付則 <u>第1章 総則</u> (目的) 第1条 この規則は、<u>庁舎(那覇市庁舎管理規則(昭和50年那覇市規則第40号)第2条に規定する庁舎をいう。以下同じ。)</u>における<u>防火及び防災管理組織、自衛消防組織その他防火及び防災管理上必要な事項</u>を定めることにより、<u>火災の防止及び地震その他の災害による被害の軽減に資すること</u>を目的とする。 (他規則との関係) 第2条 <u>防火及び防災管理</u>について必要な事項は、別に定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。 <u>第2章 防火管理組織</u> (防火対策委員会) 第3条 庁舎における<u>防火管理に万全</u>を期するため、那覇市防火対策委員会(以下「<u>防火対策委員会</u>」という。)を設置する。 2 <u>防火対策委員会</u>は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>防火管理に係る</u>消防計画の作成等

(2)～(5) [略] (<u>委員会の構成</u>) 第4条 <u>委員会</u>は、委員長、副委員長及び委員を<u>もって</u>構成する。 2 委員長に総務部担当の副市長、副委員長に他の副市長、委員に各部の長を<u>もって</u>充てる。 (委員長等の職務) 第5条 委員長は、会務を総理し、<u>委員会</u>を代表する。 2 [略] (<u>委員会の招集</u>) 第6条 <u>委員会</u>は、<u>必要に応じ</u>委員長が招集する。 (<u>委員会の運営</u>) 第7条 前各条に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は<u>委員長が委員会に諮って</u>定める。 (防火管理責任組織) 第8条 庁舎に、消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定による防火管理者のほか、防火担当責任者、火元責任者及び点検検査員を置く。 2 防火担当責任者、火元責任者及び点検検査員は、防火管理者が指定する職にある者をもつて充てる。 (火元責任者) 第10条 火元責任者は、防火担当責任者の命を受け、事務室等において次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(2) [略] (3) <u>前各号</u>のほか、火災の防止に関すること。	に関すること。 (2)～(5) [略] (<u>防火対策委員会の構成</u>) 第4条 <u>防火対策委員会</u>は、委員長、副委員長及び委員を<u>もって</u>構成する。 2 委員長に総務部担当の副市長、副委員長に他の副市長、委員に各部(<u>教育委員会及び議会事務局を含む。</u>)の長を<u>もって</u>充てる。 (委員長等の職務) 第5条 委員長は、会務を総理し、<u>防火対策委員会</u>を代表する。 2 [略] (<u>防火対策委員会の会議</u>) 第6条 <u>防火対策委員会の会議</u>は、委員長が招集する。 2 <u>防火対策委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> (<u>防火対策委員会の運営</u>) 第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、<u>防火対策委員会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>委員長が防火対策委員会に諮って</u>定める。 (防火管理責任組織) 第8条 庁舎に、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定による防火管理者のほか、防火担当責任者、火元責任者及び点検検査員を置く。 2 防火担当責任者、火元責任者及び点検検査員は、防火管理者が指定する職にある者をもつて充てる。 (火元責任者) 第10条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>前2号</u>のほか、火災の防止に関すること。
--	--

第12条 〔略〕（閉庁時の防火管理）

第12条 防火管理者は、閉庁時の防火管理体制について、効果的な初動措置がとれるよう消防計画に定める。

第13条 〔略〕第3章 防災管理組織（防災管理を要する施設）

第14条 この章の規定は、那覇市役所本庁舎（以下この章において「本庁舎」という。）について適用する。

（防災対策委員会）

第15条 本庁舎における防災管理に万全を期するため、那覇市防災対策委員会（以下「防災対策委員会」という。）を設置する。ただし、防火対策委員会において防災対策委員会の業務を兼ねることを妨げない。

2 防災対策委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 防災管理に係る消防計画の作成等に関すること。

（2） 防災上の調査、研究及び企画に関すること。

（3） 防災用設備の強化改善に関すること。

（4） 防災思想の普及に関すること。

（5） 前各号のほか、防災管理に関すること。

（防災対策委員会の運営等）

第16条 第4条から第7条までの規定は、防災対策委員会について準用する。この場合において、第4条から第7条までの規定中「防火対策委員会」とあるのは「防災対策委員会」と、第7条中「第3条から前条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

（防災管理責任組織）

第17条 本庁舎に、消防法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項の防災管理者のほか、防災担当責任者及

(自衛消防隊) <u>第13条</u> 庁舎において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成する。 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、<u>防火管理者が定める</u>。 <u>第14条～第19条</u> [略] (防ぎよ) <u>第20条</u> 職員は、庁舎に火災が発生したときは、被害を最小限度にとどめるため、<u>第13条に定める自衛消防隊による担当任務の遂行に当たるものとする</u>。 2 <u>退庁後に庁舎又はその附近に火災が発生したとき、職員は直ちに登庁し、自衛消防隊長の指令に従い警戒防ぎよ等に従事しなければならない</u>。 <u>第21条～第22条</u> [略]	<u>び防災責任者を置く。</u> 2 <u>防災担当責任者及び防災責任者は、防災管理者が指定する職にある者をもって充てる。</u> (防災担当責任者) <u>第18条</u> 防災担当責任者は、所属する部課等の防災責任者その他職員を指揮し、当該部課等における防災管理に当たるものとする。 <u>第4章 自衛消防組織</u> (自衛消防隊) <u>第19条</u> 庁舎において発生する火災及び地震その他の災害による被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成する。 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、<u>消防計画に定めるところによる</u>。 <u>第5章 火災予防</u> <u>第20条～第25条</u> [略] (防御) <u>第26条</u> 職員は、庁舎に火災が発生したときは、被害を最小限度にとどめるため、<u>第19条に定める自衛消防隊による担当任務の遂行に当たるものとする</u>。 2 職員は、退庁後に庁舎又はその付近に火災が発生したときは、直ちに登庁し、自衛消防隊長の指令に従い<u>警戒防御等に従事しなければならない</u>。 <u>第6章 訓練及び教育</u> <u>第27条～第28条</u> [略] (防災訓練及び防災教育) <u>第29条</u> 前2条の規定は、防災訓練及び防災教育について準用する。この場合において、<u>第27条中「消防訓練」とあるのは「防災訓練」と、「火災」とあるのは「地震その他の災害」と、同条及び前条中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、前条中「防火教育」とあるのは「防災教育」と、「防火に関する」とあるのは「防</u>
--	---

(連絡事項) <u>第23条</u> 防火管理者は、次の各号に掲げる事項について常に消防機関との連絡を保たなければならない。 (1) 消防計画の提出 (2)～(3) [略] (4) <u>前各号</u>のほか、庁舎における防火管理について必要な事項 別表第1 [略] 別表第2 [略] 別表第3 非常持出しの表記 [略] 1 [略] 2 文字は<u>赤色</u>とし、<u>筆書き</u>とする。	<u>災に関する」と、「防火管理」とあるのは「防災管理」と読み替えるものとする。</u> <u>第7章 関係機関との連絡</u> (連絡事項) <u>第30条</u> 防火管理者は、次の各号に掲げる事項について常に消防機関との連絡を保たなければならない。 (1) <u>防火管理に係る</u>消防計画の提出 (2)～(3) [略] (4) <u>前3号</u>のほか、庁舎における防火管理について必要な事項 (防災関係機関との連絡) <u>第31条</u> 前条の規定は、<u>防災関係機関との連絡について準用する。この場合において、前条中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、「消防機関」とあるのは「消防機関その他関係機関」と、「防火管理」とあるのは「防災管理」と、「消防訓練及び防火教育」とあるのは「防災訓練及び防災教育」と読み替えるものとする。</u> (那覇市災害対策本部との関係) <u>第32条</u> 職員は、<u>那覇市災害対策本部条例(昭和48年那覇市条例第16号)に規定する那覇市災害対策本部が設置されたときは、那覇市地域防災計画(昭和49年那覇市防災会議策定)に定めるところにより任務を遂行するほか、庁内における災害防止の業務等に従事する。</u> 別表第1(<u>第11条関係</u>) [略] 別表第2(<u>第20条関係</u>) [略] 別表第3(<u>第25条関係</u>) 非常持出しの表記 [略] 1 [略] 2 文字は、<u>朱書き</u>とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分	

を当該改正後部分に改める。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 149 号

平成 25 年 8 月 6 日

掲 示 済

平成 25 年（2013 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 25 年（2013 年）8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 25 年 8 月 13 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 南部広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
 - (4) 那覇港管理組合議会議員の選挙
 - (5) 那覇市・南風原町環境施設組合議会議員の選挙
 - (6) 沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
 - (7) 委員会への付託陳情
 - ア 公共事業の執行に関することについて
 - イ 県産品の優先使用について
 - (8) 専決処分の報告について（車両物損事故）
 - (9) 専決処分の報告について（工事請負金額の変更）
 - (10) 専決処分の報告について（那覇市立中学校配置公用車人身事故）

那覇市告示第 152 号
平成 25 年 8 月 13 日
掲 示 済

平成 25 年（2013 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 25 年（2013 年）8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

- 1 那覇市監査委員の選任について
- 2 那覇市監査委員の選任について

那覇市告示第 158 号
平成 25 年 8 月 23 日
掲 示 済

平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 25 年（2013 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 25 年 9 月 5 日（木）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 162 号

平成 25 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
医療法人 晶彩会 とくやま眼科 那覇市牧志二丁目 16 番 8 号 BIT PLAZA 2 階	医療法人 晶彩会	平成 25 年 7 月 1 日
緑薬局 那覇市松尾二丁目 16 番 38 号	松田 進	平成 25 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションあおぞら 那覇市牧志二丁目 16 番 45 号	株式会社まゆん手	平成 25 年 8 月 14 日

那覇市告示第 163 号

平成 25 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 所 在 地	廃止年月日
歯科巡回診療班 那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号	平成 25 年 4 月 1 日
医療法人 晶彩会 とくやま眼科 那覇市牧志一丁目 3 番 43 号 2 階	平成 25 年 7 月 1 日
緑薬局 那覇市松尾二丁目 16 番 48 号	平成 25 年 7 月 1 日
医療法人タピック 那覇パレット・やはら万国クリニック 那覇市久茂地一丁目 1 番 1 号 パレットくもじ 9 階	平成 25 年 7 月 1 日
医科巡回診療班 那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号	平成 25 年 8 月 1 日

那覇市告示第 164 号

平成 25 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 開 設 者	所 在 地 サービスの種類	指定年月日
きなクリニック	那覇市首里儀保町一丁目 26 番 3 号	平成 25 年 5 月 1 日
喜納 美津男	介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導	
リハビリ特化型デイサービス リハビックス那覇店	那覇市樋川二丁目 13 番 12 号 サンマルポ城間 2 1 階	平成 25 年 8 月 1 日
合同会社 i R e c o v e r y	通所介護、介護予防通所介護	
デイサービスカノープス（長寿の星）	那覇市辻二丁目 24 番 12 号	平成 25 年 8 月 1 日
有限会社ヒロタカ	通所介護、介護予防通所介護	
訪問看護ステーションあおぞら	那覇市牧志二丁目 16 番 45 号	平成 25 年 8 月 1 日
株式会社まゆん手	訪問看護、介護予防訪問看護	
通所リハビリテーション もくれん	那覇市首里久場川町二丁目 96 番地 18 メディカルプラザ首里 4 階	平成 25 年 8 月 1 日
金城 竜也	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	
デイサービス くもじ	那覇市久茂地三丁目 12 番 17 号	平成 25 年 8 月 6 日
医療法人 社団かびら会	通所介護、介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所くもじ	那覇市久茂地三丁目 12 番 17 号	平成 25 年 8 月 6 日
医療法人 社団かびら会	居宅介護支援	

那覇市告示第 165 号

平成 25 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称 所 在 地	廃止年月日
デイサービス ゆうなの森 那覇市曙三丁目 17 番 19 号 コーポ石川 1 階	平成 25 年 8 月 1 日

那覇市告示第 166 号

平成 25 年 9 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
森原 久雄		平成 25 年 8 月 1 日
名 称	森原 久雄 (株式会社フレアス)	
所在地	那覇市安謝 2 丁目 4 番 10 号 R's コート新都心 402 (那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階)	

公 告

那覇市公告第 180 号

平成 25 年 8 月 16 日

掲 示 済

マンション建替組合の事業計画の変更認可について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
丸竹ファミリーマンション
 - (2) 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 4 事業施行期間
平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月
- 5 事務所の所在地
沖縄県那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル 5 階
株式会社ファンスタイル 本社事務所内
- 6 設立認可年月日
平成 25 年 5 月 1 日
- 7 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

8 公告の方法

組合の公告は、施行敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 事業計画の変更の認可の年月日

平成 25 年 8 月 16 日

那覇市公告第 181 号

平成 25 年 8 月 16 日

掲 示 済

施行マンションの名称等を表示する図書の閲覧について

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、丸竹ファミリーマンション建替組合の施行マンションの名称及びその敷地の区域等を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成 14 年政令第 367 号）第 2 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 縦覧場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所（建設管理部 建設企画課）

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

那覇市公告第 185 号

平成 25 年 8 月 20 日

掲 示 済

壺屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務及び清掃業務委託の入札について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名

①屋焼物博物館警備・料金徴収・展示室監視業務委託（後期）：Bランク

②壺屋焼物博物館清掃業務委託（後期）：Cランク

(2) 履 行 場 所 那覇市立壺屋焼物博物館

(3) 履 行 内 容 各業務委託の仕様書（入札説明会で配付）による

(4) 契 約 予 定 日 平成 25 年 10 月 1 日

(5) 履 行 期 間 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

警備・料金徴収・展示室監視業務及び清掃業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 2 条に規定する条件を具備する者で、かつ、第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

3 入札説明会の日時及び場所

(1) 警備・料金徴収・展示室監視業務委託

日 時 平成 25 年 9 月 11 日（水）14：00 受付開始 14：20 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 10 階 会議室 1001

(2) 清掃業務委託

日 時 平成 25 年 9 月 11 日（水）15：00 受付開始 15：20 説明開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 10 階 会議室 1001

4 入札執行の日時及び場所

(1) 警備・料金徴収・展示室監視業務委託

日 時 平成 25 年 9 月 18 日(水) 14:00 受付開始 14:30 入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 10 階 会議室 1001

(2) 清掃業務委託

日 時 平成 25 年 9 月 18 日(水) 15:00 受付開始 15:30 入札開始

場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 10 階 会議室 1001

5 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項に基づき免除する。

7 落札決定後提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守の誓約書（市様式）を壺屋焼物博物館へ提出すること。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札。

(3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。

(4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札。

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札。

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(7) 明らかに談合によると認められる入札。

(8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした入札。

(9) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

那覇市役所本庁舎の駐車場は有料です。

11 お問合せ

那覇市市民文化部文化財課壺屋焼物博物館

〒902-0065 那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号

電話 098-862-3761 F A X 098-862-3762

那覇市公告第 186 号

平成 25 年 8 月 21 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 187 号

平成 25 年 8 月 21 日

掲 示 済

展示資料「那覇の屏風」複製製作業務委託入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 展示資料「那覇の屏風」複製製作業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市歴史博物館
- (3) 履 行 内 容 別紙仕様書による
- (4) 履 行 期 間 契約日～平成 26 年 2 月 28 日
- (5) 予 定 価 格 ￥6,856,500－

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 過去に博物館、美術館、資料館等の文化施設と絵画・書画などの掛軸・屏風等の複製製作等の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した者。
- (2) 所在地の市町村税を完納していること。
- (3) 本県を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業者についても同様であること。
- (11) その他市長が必要と認める条件

3 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成25年9月13日（金）11：00 受付開始 11：10 説明開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎1階市民会議室

4 入札執行の日時及び場所

日 時 平成25年9月20日（金）11：00 受付開始 11：10 入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎1階市民会議室

※ 那覇市役所本庁舎の駐車場は有料です。

5 入札時提出書類

(1) 入札書（市様式）

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

6 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除とする。

7 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第4条第1項第9号に基づき免除とする。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 郵送による入札は認めない。

10 提出書類

落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書・・・（市様式）
- (2) 業務実績調書・・・（市様式）
- (3) 誓約書・・・（市様式）
- (4) 市税完納証明書（所在地の市町村）写し可※発行日より3ヶ月以内
- (5) 定款又は商業登記簿の写し※発行日より3ヶ月以内
- (6) 労働保険（労災・雇用）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

11 お問合せ

那覇市市民文化部博物館（歴史博物館） 担当 山田・大城
〒900-0004 那覇市久茂地1丁目1番1号パレット久茂地4階
電話 098-869-5266 F A X 098-869-5267

那覇市公告第 190 号
平成 25 年 8 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 2・2・那 35 号 羽佐間公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分
平成 19 年沖縄県告示第 403 号、平成 22 年沖縄県告示第 395 号及び平成 24 年沖縄県告示第 162 号の事業地のうち那覇市安里 3 丁目地内において事業地を変更する。
 - （2）使用の部分
なし
5. 事業施行期間
平成 19 年 6 月 15 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 8 階）

那覇市公告第 203 号
平成 25 年 9 月 2 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 24 年 9 月 4 日 第 24-N38 号 沖縄県指令南土第 1147 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市真嘉比前原 208 番 2、218 番、205 番（街区 91-1、91-2、91-3、92-13）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号 那覇市長 翁長 雄志
- 5 検査済証番号 平成 25 年 8 月 16 日 那都建第 212 号
- 6 工事完了年月日 平成 25 年 7 月 24 日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 11 号

平 成 2 5 年 8 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

指定（登録）番号	第 175 号
指定工事店名	有限会社 丸宮産業
営業所所在地	那覇市字古波蔵 392 番地の 8
代表者名	宮城 久季
指定の有効期間	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 7 月 29 日
異動事由	営業所所在地の変更

指定（登録）番号	第 308 号
指定工事店名	ケイエム設備企画
営業所所在地	南城市玉城字前川 831 番地
代表者名	眞座 孝信
指定の有効期間	自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 8 月 5 日
異動事由	営業所所在地の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 12 号

平 成 2 5 年 8 月 2 7 日

公 布 済

那覇市教育委員会防火管理規則を廃止する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市教育委員会防火管理規則を廃止する規則

那覇市教育委員会防火管理規則(昭和51年那覇市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。